

NISA口座のみなし廃止に係るお知らせ

平素は<中央ろうきん>に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫に2017年分の非課税管理勘定（一般NISA）を設定された方で、以下記載の条件に該当されるお客様につきましては、令和3年度税制改正により、2022年1月1日に自動的にNISA口座の廃止手続きを行う、のみなし廃止措置の対象となります。

引き続き当金庫のNISA口座でのお取引をご希望されるお客様につきましては、あらためてNISA口座開設のお手続きが必要となりますので、お取引店へお問合せいただきますようお願いいたします。（お取引をご希望されない場合は、開設のお手続きは不要です。）

記

1. 対象となるお客様

当金庫に2017年分の非課税管理勘定（一般NISA）を設定されている方のうち、2021年12月31日時点で以下のいずれかに該当するお客様は、2022年1月1日にNISA口座を廃止いたします。

- ① 当金庫へマイナンバーをお届出いただいていないお客様
- ② 2018年以降、当金庫に非課税管理勘定（一般NISA／つみたてNISA）の設定がないお客様

投資信託取引口座（特定口座・一般口座）につきましては廃止となりませんので、引き続きご利用いただけます。

なお、マイナンバーをお届出いただいていないお客様につきましては、投資信託のお取引やお手続きにはマイナンバーのご申告が必要となります。

2. のみなし廃止措置について

令和3年度税制改正に伴い、上記対象のNISA口座につきましては、非課税口座廃止届出書を提出いただいたものとみなし、廃止させていただくことになりました。

2017年分の非課税管理勘定（一般NISA）で投資信託残高を保有されている場合は、のみなし廃止時点で非課税保有期間が満了となりますので、特定口座（特定口座をお持ちでない方は一般口座）へ移管いたします。

なお、のみなし廃止によるNISA口座の廃止の場合、「非課税口座廃止通知書」や廃止完了のご案内通知は作成されませんので、ご了承ください。

3. NISAでのお取引継続をご希望されるお客様

引き続き当金庫のNISAでのお取引をご希望される場合、お客様には現在投資可能な非課税管理勘定（一般NISA／つみたてNISA）が設定されていないため、NISA口座開設のお手続きが必要となります。お取引店へお問合せのうえ、お手続きくださいますようお願いいたします。

- * マイナンバーをお届出いただいていないお客様につきましては、マイナンバーのお届出が必要となります。
- * NISA口座の開設にはお時間を要する場合がございます。

以上

ご不明な点等がございましたら、お取引店までお問合せください。

